

尾道市学校評議員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第23条の3及び尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則（平成13年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第43条の2第4項の規定に基づき、学校評議員の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学校評議員は、必要に応じ、学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たし、もって開かれた学校づくりの推進並びに学校・家庭・地域の連携及び協力を図り、三者一体となった地域ぐるみでの教育活動を充実するために、小・中学校に学校評議員を置くものとする。

(役割)

第3条 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校・家庭・地域の連携及び協力を推進する立場から、学校運営に関する意見を述べる。

(委嘱)

第4条 学校評議員は、校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

2 校長は、PTA、地域団体、青少年育成団体、関係機関などの関係者をはじめ、教育に関する理解と見識を有する者のうちから、学校評議員の推薦を行う。ただし、当該校の教職員、児童及び生徒並びに教育委員会委員及び教育委員会事務局職員を推薦することはできない。

3 教育委員会は、本人の辞任の申出のほか、特別の事情があると認めたときは、校長の具申により学校評議員を解嘱することができる。

(任期)

第5条 学校評議員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、新年度の学校評議員が委嘱されるまでの間、前年度の学校評議員がその任を代行することもできる。

2 任期途中で辞職等により、新たに学校評議員を委嘱する場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第6条 学校評議員の報酬は無償とし、費用弁償は行わない。

(呼称)

第7条 校長は、当該校の学校評議員について、学校評議員の趣旨を損なわない範囲で別の呼称を用いることができる。

(運営)

第8条 校長は、学校評議員に意見を求めるに際して、学校の教育方針、教育計画及び教育活動や児童生徒の活動状況に関し、説明を行うものとする。

2 校長は、学校評議員から個別に意見を求め、必要に応じ、複数又は一堂に会する場を設けることができる。

3 校長は、法令、条例、規則及びこの要綱の範囲内において、当該校の学校評議員の運営方法について必要な事項を定めることができる。

(守秘義務及び広報)

第9条 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 校長は、保護者や地域住民に対し、学校評議員の活動状況を知らせよう努めるものとする。

3 校長は、前項の規定により学校評議員の活動状況を知らせるに際しては、個人のプライバシー保護に留意するとともに、学校評議員の自由な意見表明が阻害されないよう留意しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。